

高知大学大学院総合人間自然科学研究科修士課程

植物医学準専攻履修規則

〔平成 24 年 1 月 25 日〕
規 則 第 47 号

最終改正 平成 30 年 2 月 26 日規則第 55 号

(趣旨)

第 1 条 高知大学学則第 63 条第 2 項に基づき、植物医学準専攻履修（以下「準専攻履修」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 準専攻履修は、所属専攻の学問分野を深めつつ、植物の健全な生育と利用に関する最先端の研究能力を専攻横断的に身につけることを目的とする。

(申請・許可)

第 3 条 準専攻履修を希望する学生は、原則として 1 年次入学時に、所属する専攻の長を経て、研究科長に申請を行い、許可を得るものとする。

(指導教員)

第 4 条 指導教員については、主指導教員 1 人、副指導教員 1 人又は 2 人を指定する。

(履修方法及び単位数)

第 5 条 準専攻履修の方法は次のとおりとし 30 単位以上を履修するものとする。

(1) 共通科目（開設授業科目は別表 1 のとおり）

必修科目 5 科目 12 単位を履修するものとする。

(2) 所属専攻科目

所属する専攻の科目の中から、10 単位以上を履修するものとする。

(3) I S K 関連科目

高(知・智・地)の科学(I S K)副専攻プログラム授業科目群より準専攻が指定した授業科目（別表 2 のとおり）の中から、8 単位以上を履修するものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

第 6 条 学位論文の審査及び最終試験は、「修士論文」又は「特定の課題」について行い、研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(単位認定)

第 7 条 単位の認定は授業担当者が行う。

(学位)

第8条 学位に付記する専攻分野の名称は「学術」とする。学位記の各専攻名の後に「植物医学準専攻」と明記し、所属専攻の修了者となる。

(履修の中止)

第9条 準専攻履修を中止しようとする学生は、所属する専攻の長を経て、研究科長に中止申請を行い、許可を得るものとする。

2 準専攻履修を中止した場合における修得済みの準専攻共通科目、ISK関連科目等の単位の取扱いについては、所属専攻の定めるところによる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、準専攻履修に関する必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成24年1月25日規則第47号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月15日規則第78号)

この規則は、平成28年2月15日から施行する。ただし、施行日の前日に準専攻履修である学生に係る2年次履修申請時の申請手続については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年2月26日規則第55号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

共通科目

授 業 科 目	履修開始年次	単位数	備 考
植物医学特論	1	2	
植物医学セミナー	1	1	集中形式
植物医学カンファレンス	1	1	集中形式
植物医学特別研究Ⅰ	1	4	通年
植物医学特別研究Ⅱ	2	4	通年

(注) 植物医学セミナーは次のとおり取り扱うこととする。

- 1) 学内外で開催される下記①又は②のセミナー・シンポジウム・講演会等に2年間で15時間以上出席しなければならない。
 - ① 指導教員が必要と認めるもの
 - ② 総合人間自然科学研究科教務委員会が指定するもの（DCセミナー指定講演会、部局間合同セミナーなどを含む。）
- 2) セミナー等の終了後は、毎回「レポート」を指導教員に提出しなければならない。

別表2（第5条関係）

I S K関連科目

授 業 科 目	履修開始年次	単位数	備 考
土佐植物防疫学入門	1	2	
高知県特産農産品の有する特徴とその魅力	1	2	
根圏の科学	1	2	
保全生態学特論	1	2	
分子発生学特論	1	2	
海洋生物資源による免疫応答調節	1	2	
生命環境学入門	1	2	